

(様式第4号)

部分公開決定通知書

大東市生第967号

平成27年3月10日

大東市泉町二丁目7番18号

光城敏雄様

大東市長 東坂浩一

(公印省略)

平成27年2月26日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成27年2月26日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	平成26年度市民会館増築工事の下請状況がわかる書類
公開しないと決定した部分	個人の氏名
公開しない理由	大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大東市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定のあったことを知った日（大東市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する大東市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市長が被告の代表者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、生活安全課（072-870-4010）までお問い合わせください。